

三条市監査委員告示第 2 号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、本書のとおり同法同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 27 年 1 月 28 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 下 村 喜 作

記

- | | |
|------------|--|
| 1 監査の対象 | 「平成 26 年度公の施設の指定管理者監査報告書(三条市民プール)」のとおり |
| 2 監査の対象施設等 | 同 上 |
| 3 監査の期間 | 同 上 |
| 4 監査の方法 | 同 上 |
| 5 監査の着眼点 | 同 上 |
| 6 監査の結果 | 同 上 |
| 7 ま と め | 同 上 |

平成26年度 公の施設の指定管理者監査報告書(三条市民プール)

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者監査未実施の指定管理者及び所管課の平成25年度、平成26年度（8月末まで）に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
三条市民プール	株式会社アクティス・環境をサポートする株式会社きらめき共同企業体	福祉保健部 健康づくり課

※H22.4.1に指定管理者の企業体構成員となった株式会社長岡ビル保全社はH24.8.1に環境をサポートする株式会社きらめきと合併した。

3 監査期間 平成26年9月18日から平成27年1月28日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
下 村 喜 作

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適正に行われているか。
- オ 施設の管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。

7 監査執行上の除斥

捧厚雄監査委員は、三条市民プールに係る指定管理者の構成員である法人の代表取締役の職にあったことから、監査の実施については地方自治法（昭和22年法律第67号）199条の2の規定により除斥した。

第2 団体及び施設の概要

株式会社アクティス・環境をサポートする株式会社きらめき共同企業体は、公募により、平成22年度から三条市民プールの指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 三条市民プールに係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	<p>株式会社アクティス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設立年月日 昭和42年7月29日 2 資本金 9,500千円（本市出資0円） 3 役員数及び従業員数（平成26年9月1日現在） 代表取締役 1人 取締役 3人 従業員 53人（臨時及びパート職員含む） 4 所在地 三条市嘉坪川一丁目31番15号 5 主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・スイミングスクールの運営 ・フィットネスクラブの運営 ・スポーツ用品の販売 ・健康づくり指導員の育成及び派遣 ・体育施設の運営企画 <p>環境をサポートする株式会社きらめき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設立年月日 昭和38年12月23日（法人登記 平成14年9月5日） 2 資本金 7,000千円（本市出資0円） 3 役員数及び従業員数（平成26年9月1日現在） 代表取締役 4人 取締役 15人 監査役 1人 従業員 977人（臨時及びパート職員含む） 4 所在地 新潟市中央区東堀前通六番町1061番地 5 主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・総合ビルメンテナンス業務（清掃・設備ほか） ・警備業務 ・電話交換・受付業務 ・病院医療関連サービス業務 ・指定管理者業務
設置目的	市民の健康と福祉増進を図ることを目的とする。
所在地	三条市南四日町四丁目8番40号
内容 (主なもの)	<p>敷地面積 10,051.24 m² 建築構造 鉄筋コンクリート造、平屋建一部2階建 延床面積 1,489.09 m² 屋内プール（通年） 競技用プール 25m×13m 6コース 幼児用プール 13m×5m 屋外プール（6月15日～9月15日） 競技用プール 50m×20.9m 9コース 主な諸室 男女更衣室、事務室、医務室、機械室、観覧席ほか</p>
開館時間	<p>火曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。) 午前10時から午後8時まで 日曜日及び休日 午前10時から午後7時まで</p>

休 館 日	毎週月曜日（その日が休日に当たるときは除く。） 12月29日から翌年1月3日まで		
指 定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで		
選 定方法	公募		
設 置年月日	屋内プール 昭和48年6月1日 屋外プール 昭和49年4月1日		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 人 数	46,026人	44,000人	24,929人
指 定管理料	32,700,000円	32,970,530円	33,900,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成24年度及び平成25年度は実績、平成26年度は8月末現在及び当初額を示す。

表2 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項 目	平成25年度			平成26年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	40,000,000	40,998,795	998,795	41,400,000
指定管理料	32,700,000	32,970,530	270,530	33,900,000
利用料金収入	7,300,000	5,932,270	728,265	5,500,000
教室収入		1,878,300		1,800,000
水泳大会等		213,800		200,000
その他		3,895		0
支出	40,000,000	39,979,137	△ 20,863	41,400,000
人件費	22,000,000	20,249,074	△ 1,750,926	19,300,000
アルバイト人件費	550,000	682,805	132,805	670,000
業務管理費 ※	0	0	0	1,649,000
消耗品費	165,300	130,868	△ 34,432	170,000
水光熱費	4,200,000	4,524,869	324,869	4,800,000
通信費	230,000	213,318	△ 16,682	240,000
借上料	80,000	122,220	42,220	83,000
燃料費	7,000,000	7,655,760	655,760	7,890,000
施設維持管理費	3,736,700	3,932,220	195,520	4,322,000
広告費	58,000	128,647	70,647	120,000
備品費	0	299,250	299,250	0
修繕費	1,000,000	716,428	△ 283,572	1,030,000
運営費・研修費	820,000	788,412	△ 31,588	1,002,000
賠償保険料	100,000	103,540	3,540	124,000
公認認定料積立	60,000	134,851	74,851	0
その他	0	296,875	296,875	0
収入－支出	0	1,019,658	1,019,658	0

※業務管理費は労務事務費及び福利厚生費で、平成25年度は人件費に含む。

2 自主事業

(単位：円)

項目	平成 25 年度			平成 26 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	230,000	426,550	196,550	210,000
教室参加費等	230,000	157,600	152,050	150,000
指導料等		224,450		60,000
スイムキャップ代金	0	44,500	44,500	0
支出	160,000	67,113	△ 92,887	100,000
人件費	160,000	0	△ 160,000	0
保険料等	0	36,525	36,525	100,000
スイムキャップ仕入	0	30,588	30,588	0
収入－支出	70,000	359,437	289,437	110,000

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	平成 25 年度			平成 26 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	40,230,000	41,425,345	1,195,345	41,610,000
支出	40,160,000	40,046,250	△ 113,750	41,500,000
収入－支出	70,000	1,379,095	1,309,095	110,000

第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、監査概要と併せ着眼点別に記述する。

1 概要

(1) 「三条市民プールの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）では、「管理業務の対象となる物件」（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は別紙のとおりとする。としているが、添付をしていない。

また、市直営時の備品台帳を指定管理者へ引き渡しているものの、廃棄済物品や使用に耐えない物品がそのまま登録され、また直営時から更新もされていないため、現物との突合が必要である。

(2) 大規模修繕を除く修繕料については、「三条市民プール管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）で、「市は修繕額を指定して指定管理料に盛り込むが、過不足があった場合には、市へ精算するものとする。」としているが、予算残額が生じた平成22・24年度は指定管理料の精算（減額）を行っていない。所管課では毎年度同程度の修繕が発生するとし精算は行わないと判断しているが、仕様書の記載事項と異なった処理を行っているため仕様書の変更が必要である。

(3) 仕様書に記載されている「遊泳用プールの衛生基準（H19.5.28厚生労働省健康局長通知）」に基づく屋内プールにおける空気中の二酸化炭素濃度の測定を実施していないため、今後定期的に測定を行わなければならない。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、指定管理者公募手続要領により決定しており、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき事務処理がなされている。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書は、行政課で定める書式で「指定管理料」としているところ、「管理業務委託料」とし、三条市民プール条例を条例第189号とすべきところ、条例第8号としていた誤記があった。

基本協定書の管理物件は、第5条において別紙で添付することとしているが添付がなく、所管課のパソコンに保管されていた。保管されていた管理物品の備品には市所有備品、指定管理者所有備品の区分Ⅰ種、Ⅱ種の区分けがなく、また、市直営時の備品台帳を指定管理者へ引渡しているが、廃棄済の物品や使用に耐えない物品が登録されているなど、市直営時から備品台帳の更新をしていないため、現物と一致していない。管理物品の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、現物の把握と適切な管理を願いたい。

また、指定管理料は平成24年度決算額32,700,000円、平成25年度決算額は9月の改修工事に伴う利用料金の減額分を補てんし32,970,530円、平成26年度予算額は消費税率の変更に伴う増額により33,900,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成25年度分の事業報告書は、平成26年4月30日に提出され協定書どおりの提出となっており、決裁権者についても事務決裁規程による「運営状況の監視及び改善等の指示」の課長専決とし、適正に処理されていた。

しかし、修繕料については、仕様書18(1)で、「大規模修繕を除く修繕料については、市は修繕額を指定して指定管理料に盛り込むが、過不足があった場合には、市へ精算するものとする。」としており、平成22年度は30,733円、平成24年度は127,930円の予算残額が生じているが、所管課の判断により指定管理料の精算(減額)を行っていない。市の指定管理者制度を所管する行政課の業務仕様書作成例では、指定管理料に含む修繕料については、予算額に対して過不足が生じたとしても、原則精算は行わないこと。修繕料が高額で年度ごとに決算額の変動が大きい場合などは、所管課の判断により精算できるものとし、その場合には先の仕様書18(1)の事項を記載することとしている。平成22～25年度の修繕料決算額は、増減はあるものの変動が大きいとまではいえないため、精算を行わないとする所管課の判断は妥当と考えられる。

したがって仕様書18(1)に記載の事項と異なった処理を行っているため仕様書の見直しが必要である。

オ 適時かつ適切な報告と指示

業務の再委託については、基本協定書第18条第2項であらかじめ書面による市の承認を受けた場合に第三者に委託することができるとしており、一部の業務を再委託するとした承認申請書について、適切に承諾書を送付していた。

なお、仕様書で定期的に市が指定した方法により報告を求める管理運営の状況については、毎月「市民プール施設事業報告書」として報告されており、適切に処理されていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について(H16.3.18消防庁危険物保安室長通知)」で、3年以内に実施とされている地下タンクの気密及び地下埋設配管の点検は、前回は平成23年8月実施、今回は平成26年9月実施で3年を超えていた。1か月超過したものであるが、運用であるとはいえ施設を安全に管理する上でも守る必要がある。その他、関係法令の定める事項に該当する設備は、適正に管理されていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

三条市民プールの設置目的を達成するために必要な業務、使用許可に関する業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。

仕様書において、管理運営に当たって遵守する関係法令のうち「遊泳用プールの衛生基準(H19.5.28厚生労働省健康局長通知)」に記載されている、屋内プールにおける空気中の二酸化炭素濃度の測定を実施していないため、今後定期的に測定を行わなければならない

業務の再委託については、前述の所管課の(1)オのとおり、適切に承認申請を行っている。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し、収入支出も適正に処理していた。

エ 備品の適正な管理

備品は適切に管理しているが、管理物品であるテレビを倉庫内に使用不能として保管しているなど管理が不十分であった。廃棄処分に経費がかかるとのことでそのまま保管しているとのことであるが、所管課と協議し不要な物品の処分や備品台帳の整備を随時行う必要がある。

なお、任意の備品購入はなかった。

オ 規程、マニュアル等の整備

三条市民プールは、消防法施行令における特定防火対象物とされ、消防法第8条第1項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練が必要な施設とされ、仕様書11「危機管理に関する事項」(4)では、「危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、危機管理対応マニュアルを作成し、随時訓練を行うこと。」としている。これらについては、それぞれ適正に処理し、訓練を実施していた。

第4 まとめ

今回監査の対象とした施設は、平成27年3月31日に指定の期間が終了し、同年4月から新たな指定の期間となる施設である。指定管理者制度移行後の利用者数は、平成25年度は9月に施設改修を行い利用できない期間があったため減少したものの、順調に伸びている。これは、指定管理者の努力や様々なアイデアにより、指定管理者制度導入による期待された効果が表れているといえる。本施設は、建設後40年以上経っており、施設の老朽化が進んでいることから、今後とも管理経費の節減を図りつつ、早期の補修など適切な維持管理に注意が必要である。

所管課では、基本協定書や仕様書の記載事項に沿った運用を行っていないものが見受けられた。所管課の指定管理者制度導入施設の監査は、平成23年度の体育文化センターや総合運動公園から今回で2回目であるが、前回の監査においては修繕料の精算手続や不用物品の処分・備品台帳の整備などを指摘しているところであり、改善が見られない。事務手続については、協定書や規則等の内容を十分理解した上で、事務処理に当たられたい。

指定管理者においては、衛生基準に関し一部測定を行っていないなど、改善を要する事項も見受けられた。協定書で定めた事項についてはお互いの約束ごとであることから、遵守する必要がある。また、指定管理料の中で経費の節減に努め、独自の事業等を実施しながら、引き続き、さらに工夫し施設の有効活用に努めていただきたい。

今後一層、所管課と指定管理者の連携を図り、利用者から喜ばれる、より良い施設運営になるよう期待するものである。